

守 監 発 第 19 号

平成28年 8 月 9 日

守谷市長 松丸 修久 様

守谷市監査委員 田 向 節 三



守谷市監査委員 伯 耆 田 富 夫



平成28年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計及び守谷市公共下水道事業会計）決算審査意見書の提出について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により審査に付された平成28年度守谷市水道事業会計決算及び平成28年度守谷市公共下水道事業会計決算について審査したので、次のとおり審査意見書を提出します。

平成 28 年度

守谷市公営企業会計決算審査意見書

守谷市水道事業会計

守谷市公共下水道事業会計

守谷市監査委員

平成28年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計 及び守谷市公共下水道事業会計）決算審査意見書

1 審査の対象

平成28年度守谷市水道事業会計決算
平成28年度守谷市公共下水道事業会計決算

2 審査の期間

平成29年7月26日から平成29年8月9日まで

3 審査の方法

守谷市水道事業会計及び守谷市公共下水道事業会計決算報告書、財務諸表及びこれらに関する付属書類を審査した。

審査に当たっては、決算書類が関係法令に準拠して作成され、かつ、企業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類と照合を行ったほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、併せて、事業が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則である「企業の経済性を発揮し公共の福祉を増進するように」運営されているかを主眼として審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された平成28年度守谷市水道事業会計及び平成28年度守谷市公共下水道事業会計の決算書類は、法令の定めに基づき調製されており、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りなく、その内容も適正であると認められた。

5 審査の意見

【水道事業会計】

業務・経営状況については、昨年度と比べ給水人口は増加したものの、渇水に伴う取水制限や節水意識の高まりにより給水収益は減少した。また、新たな給水申請に伴う分担金収入も減少したことから、昨年度を下回る純利益となった。なお、依然として給水原価が供給単価を上回っている状況にあるが、事業運営に必要な資金は確保できており、良好な経営状況にあると認める。

事業費支出については、安全安心な水道水を安定して供給するため、包括的民間委託による施設の運転管理と、計画的な鉛製給水管及び石綿管の布設替え工事を実施している。

平成28年度は、利根川・鬼怒川上流部の積雪不足と少雨により、6月～9月

にかけ取水制限が開始されたが、市内全域への節水の呼び掛けや霞ヶ浦浄水場からの応援給水により、市民生活への影響はなかった。

【公共下水道事業会計】

業務・経営状況については、昨年度と比べ下水道使用者数の増加や大口事業所からの汚水排水量の増加により、下水道使用料は増収となったものの、委託料の増加等により、純利益は減少した。また、上下水道管路管理システムを構築し、システムによる管路の管理が可能となった。さらに、膨大な施設の設置状況の把握と下水道施設の計画的・効率的な管理のための基礎調査を実施している。

なお、事業運営に必要な資金は確保できており、良好な経営状況にあると認める。

【まとめ】

依然として水道事業においては、給水原価が供給単価を上回っている状況にある。正常な状態に改善するには、直接水道料金に跳ね返ってくることにともなりかねないことから、現在、浄水場の廃止も含めた運営方針の検討を進めており、給水原価の抑制に向けた取組が検討されている。今後、改善策について関係者等と十分協議の上、最良の方策を導き出してもらいたい。

一方、近い将来、分担金収入や料金収入の減少が想定されてくることから、水道事業全体を総点検し、視点を変えた創意工夫による施設整備と安定した事業運営できるよう、取り組んでいただきたい。

公共下水道事業では、昨年度から実施している消化ガスの売却による財源の確保や、計画的な浄化センターの改築更新工事を実施しており、積極的な事業運営を行っているが、その一方で、老朽施設の計画的な更新と、大口事業所からの使用料収入に頼らない、安定した事業運営が必要であると考えられる。

両事業会計とも、改修・修繕・更新や維持管理に要する経費を平準化し、老朽化対策や長寿命化対策を確実に進めるためのストックマネジメントや中長期経営計画の策定を行い、事業の安定持続に努められたい。